

## 原状回復が必要な場合の措置

本プロダクトの「販売」の場合、その使用許諾は永久に有効となります。システムオーナーやユーザーが本プロダクトを安定的に安心して利用するためには、本プロダクトの納入及び使用許諾後、本契約が過去に遡って消滅したり、使用許諾が過去に遡って取り消されたりすることは、出来るだけ避けなければなりません。また JON にとっても、特に原状回復のコストやリスクを考えた場合、同様の結論となります。従って、本プロダクト事業の運営に当たっては、JON は出来る限り原状回復が必要となる事態が生じないよう、丁寧な商品説明やサンプル提示、トライアル実施などを通じて、錯誤取消しや債務不履行解除の可能性をゼロに近づけておくことが重要です。それでもなお、理屈の上では、契約が無効となったり、取り消されたり、解除されたりすることで、原状回復が必要となる場合もあり得ます。そして、「データ」を提供する契約の原状回復には先例も乏しく、「データ」を対象とするが故の難しさもあるため、原状回復が必要となる場合に備え、下記に方針を示しておくものです。

1. 契約が無効とされ、又は遡及的に消滅したことにより、原状回復が必要となった場合、JON 及びシステムオーナーは、次の各号に従うものとします。
  - (1) JON 受領した料金に法定利息を付した金額の返還。ただし、システムオーナーから JON に対して支払われるべき金銭がある場合は、その額を控除（相殺）してもなお返還すべき金額が存する場合に限ります。
    - (ア) システムオーナーから JON に対して支払われるべき金銭には、不当利得として次号の経済的利益（本プロダクトの使用料相当額）のほか、特にシステムオーナーの責に帰すべき事由による契約の消滅の場合には、損害賠償や違約金、制裁金（販売規約 11 条参照）が加わることに注意が必要です。
    - (イ) 本プロダクトの第三者における使用を許諾する契約であった場合、第三者における使用に応じてロイヤリティが JON に生じ（支払われ）ますが、本契約の遡及的消滅は善意の第三者に対抗することが出来ないため、当該第三者における使用とロイヤリティの支払い（実質的には第三者が負担者）については原状回復の対象とはしない方針とします。
      - ※ システムオーナーの重大な契約違反を理由とする解除（販売規約 11 条 1 項 6 号）の場合、システムオーナーに違約金 20%、制裁金 80% が課され、JON が返還すべき料金に利息は付されませんので、JON が返還すべき金額は存在しないこととなります。
      - ※ システムオーナーの料金支払い義務の不履行による解除の場合、そもそも料金が支払われていないので JON が返還すべき金額は存在しません。システムオーナーの料金支払い義務の不履行による解除の狙いは、システムオーナー

(清算会社、破産財団)の支配領域から本プロダクトを回収することにあります。

- (2) システムオーナー 納品した本プロダクト(複製物、改変物、翻案物等の加工物を含みます。以下「本プロダクト」と呼んだ場合に同じとします。)及びこれより生成した物乃至データ(以下「派生データ等」と総称します。)、或いは本プロダクトや派生データ等を使用することにより受けた経済的利益(本プロダクトの使用料相当額)の返還

※ ケースバイケースとなりますが、派生データ等の返還に代えて廃棄(不可逆的削除)も許容する場合があります。

2. 複製性や伝播性の高い「データ」の性質上、JONの上記(1)の返還義務は、システムオーナーにおける本プロダクト及び派生データ等を一切保有していないことの証明との同時履行とします。

なお、本プロダクトが販売された場合に、システムオーナー又はユーザーが本プロダクトの許諾外使用をし、またはするおそれがあることによって、本プロダクトにかかるJONの事業利益が実質的に損なわれ、又は損なわれるおそれが生じたときには、当該許諾外使用行為の差止や損害賠償請求、不当利得返還請求によって、JONの利益を守ることとし、契約違反を理由とする解除は行わないのが原則となります。

しかしその違反の程度が重大となり、JONの事業利益を著しく損うこととなる場合に備え、当該違反行為の差止請求等のほかに、原状回復によってシステムオーナーの支配領域から本プロダクトを回収する選択肢としての解除(使用許諾の遡及的撤回=取消し)の規定が盛り込まれています(販売規約11条1項6号)。

以 上